

くらしの 情報

人にまちに涼風を！ タウンオアシス構想打ち水大作戦

地球温暖化など環境に対する意識の高揚と打ち水の慣習を復活するため東地区の一部で試行します。地域の皆さまも参加してみませんか。

とき 7月30日(土) 16:00～
※当日、雨・低温のときは、8月6日(土)または7日(日)に予定し、一日のみの実施です。

対象 東地区約20町内会

実施方法 小学生以上の方は約10リットル(バケツ2杯程度)の水を道路にまいてください。

※一部路線では、時間差で消雪パイプも利用します。



市内勤労者の福祉向上のための「滑川市生活安定小口資金融資制度」融資利率改定のお知らせ
6月1日より、次のとおり融資利率が改定となりました。
年2.70% → 2.60%
問合せ先 北陸労働金庫滑川支店 (☎475-1661)

7月10日(日)は 農業委員会委員の選挙の日です。

- ◆告示日 7月3日(日)
- ◆立候補届出日 7月3日(日) 8:30～17:00
市役所3階大会議室
- ◆期日前、不在者投票期間
7月4日(月)～9日(土) 8:30～20:00
市民会館1階ロビー
- ◆投票所と投票時間 7:00～20:00

投票区名	投票所
滑川	滑川市民会館
浜加積	浜加積地区福祉センター
早月加積	早月加積幼稚園
北加積	北加積幼稚園
東加積	東加積幼稚園
中加積	中加積地区公民館
西加積	西加積地区公民館
山加積	山加積コミュニティセンター

社会を明るくする運動
毎年7月は「社会を明るくする運動月間」です。この運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

地区保護司と市更生保護女性会は、日ごろから犯罪防止と罪を犯した人々の更正に努力しています。更生保護に関する悩みごと、困りごとは、気軽に左記

- の保護司にご相談下さい。相談を受ける保護司
- ・中山 仲夫(神明町) ☎475-0221
 - ・松井 保(本江) ☎474-1006
 - ・鷹取 淑子(上小泉) ☎475-1237
 - ・浦田 節子(上小泉) ☎475-2810
 - ・石倉 美奈子(高塚) ☎475-2447
 - ・松井 孝夫(堀江) ☎475-0590
- ▼問合せ先 福祉課社会福祉担当(内線331)

**第55回社会を明るくする運動
街頭啓発活動**
～ふれあいと対話が楽しく明るい社会～
街頭啓発活動を下記の日程で行います。市民の皆さんも気軽にご参加ください。
とき 7月17日(日) 18:00～
ところ ほたるいかミュージアム前広場

バス路線の変更のお知らせ
ふるさと龍宮まつり(7月16日(土)・17日(日))の交通規制のため、次のとおりバス路線を一部変更します。
●市内循環バス(コミュニティバス)西コース
7月16日(土)は、「ほたるいかミュージアム前」のバス停を終日通りません。
●滑川市営バス
7月16日(土)の市営バス全路線(中野線、小森線、蓑輪線)の第4便の発着は、「滑川駅南口」に変更になるとともに、「滑川病院前」バス停は通りません。
問合せ先 生活環境課(内線323)

INFORMATION

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

- 免除制度には、申請免除と法定免除があります。
申請免除とは・・・
経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請して認められると保険料の納付が免除される制度です。申請免除には**全額免除**と**半額免除**があります。
全額免除：保険料の全額13,580円が免除されます。
半額免除：保険料の半額が免除され、残りの半額6,790円を納付します。
(注)半額免除された期間について、残りの半額の保険料が納付されない場合、その期間は保険料未納期間となり、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

申請免除が受けられる所得のめやすは？ ()内は収入

世帯員数	単身世帯	夫婦のみ世帯	夫婦+子ども2人世帯 (子どもの1人は16歳以上23歳未満)
全額免除	57万円(122万円)	92万円(157万円)	162万円(258万円)
半額免除	141万円(227万円)	195万円(304万円)	282万円(420万円)

※失業、事業の廃止・休止、天災などの特別な理由により納付困難と認められた場合も免除が受けられます。
法定免除とは・・・
障害基礎年金を受けている人や生活保護法に基づく生活扶助を受けている人が該当し、**保険料の納付が全額免除**されます。

- 20歳代の方で所得が少ない人は若年者納付猶予制度
本人および配偶者の所得が一定額以下の場合には、同居している世帯主の所得にかかわらず、申請して認められると、**保険料の納付が猶予され後払いに**することができます。納付猶予の基準は、申請免除の全額免除基準と同額です。
申請免除・若年者納付猶予制度の申請は毎年必要です！
免除が受けられるかどうかは前年の所得によって判断されるため、毎年申請が必要となります。免除および納付猶予の承認期間は、7月から翌年6月までです。万が一のための年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)を受け取ることができない場合がありますので、申請の手続きはお早めに！
問合せ先 市民課国民年金担当(内線314)

みんなで防ごう 農林産物の鳥獣害①

近年、農林産物がサル、クマ、カラスなどにより被害を受けることが多くなっています。これらの鳥獣害から農林産物を守るには、その習性や行動を知り、自己防衛することが基本になります。

「これだけは知っておきたいサルの話」

- サルは群を作って集団生活しています。1匹のサルが現れた場合でもいづれ集団でやってくると考えてください。
- サルは餌を求めて集団移動します。でたらめに旅をするわけではなく、行動範囲内を周期的に巡っています。
- 農作物の味を覚えた群は、最初は、たまに畑のものを盗む程度ですが、3～5年たつと周期的にやってきて、次々と新しい野菜や果樹の味を覚えていきます。10年以上になる地域では、唐辛子などごく一部の種類以外はほとんどの農産物が被害を受けるようになります。

畑荒らしを覚えた群は山の群よりも栄養状態が良くなるため、早くから子を産み始め、毎年妊娠したり、赤ん坊の死亡率が下がってサルの数が増え始めます。畑の餌で育ったサルが多数を占める群になると、山で生活することが苦手となり、人慣れも進むため家屋内の食物や人の持っている食物まで奪い始めます。

「サル対策の基本」
餌場としての価値を下げることです。そのためにもう一度集落を点検してください。

- 無防備の畑や農作物の干場 → サルにとっては最高の餌場です。
- 放置した柿の木 → 畑に防護柵があってもサルに餌場を残すこととなります。サルは管理していない木の果実でも喜んで食べます。
- 生ごみの捨て場 → 人間にとって生ごみでもサルにとっては最高の餌場です。

一つでも多くの畑に防護柵を！ 見つけたらすぐ追い払いましょう